

歯科医師会の公益法人制度改革への対応

—一般社団法人への移行を中心として—

司法書士法人鈴木事務所 (http://www.suzukijimusho.com)

鈴木龍介 (司法書士・行政書士) ■ Ryusuke Suzuki

高野直美 (司法書士) ■ Naomi Takano

はじめに

いわゆる事業仕分けの対象として話題にのぼった公益法人ですが、平成 20 (2008) 年 12 月に施行された一連の公益法人制度改革によって、多くの歯科医師会もその組織単位での対応が迫られています。

そこで、本稿では、郡市区の歯科医師会を対象に、新たな制度への対応について解説します。

公益法人制度改革のアウトライン

1) 新公益法人制度

従来の社団法人・財団法人は、原則として主務官庁の認可がなければ設立できないため、設立が困難である一方、法人の公益事業が時代にそぐわなくなった後も法人がそのまま存続している場合や、法人が公益事業よりも収益事業を主体に行い、市場の公正を歪めることがある、といった指摘がなされていました。このような問題に対応するため、社団法人・財団法人制度が抜本的に見直されました。

新制度では、主務官庁による設立認可制を廃止し、誰でも、またどのような事業目的であっても、「一般社団法人」「一般財団法人」(以下、総称して「一

般法人」) を登記することによって簡便に設立することができるようになりました。

また、公益目的事業を行う一般法人のうち、一定の公益基準を満たすものとして行政庁から認定を受けた法人は、「公益社団法人」「公益財団法人」(以下、総称して「公益法人」) となることとされました。

2) 従来の社団法人・財団法人

新制度により、すでに存在する社団法人・財団法人は一般法人または公益法人のどちらかへ移行しなければなりません。もし、社団法人・財団法人が移行期間である“平成 25 (2013) 年 11 月末日まで”に移行の申請手続きをしない場合、それらの法人は解散したものとみなされます。

したがって、日本歯科医師会、各都道府県歯科医師会や大多数の郡市区歯科医師会は、新制度前から存在する社団法人であることから、存続するには移行の申請手続きが必要となります。

なお、新制度において移行前の社団法人・財団法人を「特例民法法人」といいますが、対外的に名乗る法人の名称を変更する必要はありません。また、特例民法法人は、一部の事項について新制度が適用されますが、法人の運営や主務官庁の監督等については従前のとおりです。

表 1 主な公益認定の基準

- ① 公益目的事業を行うことが主たる目的であること
- ② 理事、社員など関係者に特別の利益を与えないこと
- ③ 配偶者、三親等内の親族の合計数が理事総数の 1/3 を超えないこと
- ④ 理事、監事、評議員への報酬について支給の基準を定めていること
- ⑤ 社員の資格の得喪や議決権に関し不当に差別的な取り扱いをしないこと
- ⑥ 理事会を設置していること
- ⑦ 他の団体の事業活動を実質的に支配できる株式等を保有していないこと
- ⑧ 公益目的事業に不可欠な特定財産について定款の定めがあること
- ⑨ 公益認定取消し等の場合、「公益目的取得財産残額」に相当する財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること
- ⑩ 清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること
- ⑪ 遊休財産額（留保資産）が年間の公益目的事業における事業費を超えない見込みがあること
- ⑫ 公益目的事業比率が 50/100 以上の見込みがあること
- ⑬ 公益目的事業にかかる収入が適正な費用を超えない見込みがあること

具体的な選択肢

1) 選択肢の比較

社団法人である歯科医師会が新制度に対応するための具体的な選択肢としては、① 公益社団法人への移行、② 一般社団法人への移行、③ 解散および新規法人等の設立、の3つが考えられます。

(1) 公益法人への移行

公益法人へ移行するには、行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）から移行の認定を受けなければなりません。しかし、認定を受けるには、法定の基準（表 1）をすべて満たさなければならず、これまでの事業内容、財務内容、組織等を見直す必要があります。

また、移行後は行政庁の監督下におかれます。行政庁は公益法人に対して、公益事業の適正な運営を確保するため、立ち入り検査を行い、報告を求め、必要な措置をとるよう勧告・命令をすることができます。公益法人が命令に従わない場合、行政庁はその公益認定を取消すことになります。

(2) 一般法人への移行

一般法人へ移行する場合も同様に、行政庁から移

行の認可を受けなければなりません。認可を受けるには、変更後の定款内容が適法であり、かつ、これまで公益法人として非課税の税制優遇を受けて蓄積された財産（公益目的財産）を、公益目的のために消費し“0”にするための計画（公益目的支出計画）を立てる必要があります。これは、移行後の特例民法法人が公益目的財産を自由に消費できるとすると、他の法人との公平性を欠くことになるからです。

行政庁は、移行後の一般法人について公益目的支出計画が適切に実施され、公益目的財産額が“0”になるまでその活動を監督します。

(3) 解散および新規法人の設立

選択肢としては移行手続のほか、現行の法人を解散し、新規法人を別途設立して、既存の法人財産を帰属させる方法が考えられます。この場合、既存の法人を解散するため、公益法人もしくは一般法人への移行手続は必要ありません。

現行の法人を解散した後の残余財産は、定款に定める者か、定款に定めがない場合には主務官庁の許可を得て類似する事業目的の法人に寄付しなければなりません。ただし寄付の受け皿となる法人は、公益性を有する法人でなければならないとされていますので、新規法人の選択肢は現状では NPO 法人（特

表 2 各法人の特徴

公益社団法人	一般社団法人
<ul style="list-style-type: none"> ① 「公益社団法人」の名称を独占的に使用できるため、社会的信用が得られる ② 公益法人に寄付した者は、税制優遇を受けることができる ③ 公益法人の公益目的事業所得については、法人税が課税されない ④ 永続的に行政庁の監督を受ける ⑤ 毎年度、計算書類、事業計画、収支予算書等を監督する行政庁に提出することが求められ、原則として提出書面は一般への閲覧・謄写の対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業活動に制限がなく自由である ② 原則として、全所得を対象に法人税が課税されるが、非営利型一般法人[*]であれば税法上の収益事業所得のみの課税となる ③ 公益目的支出計画の終了後は、行政庁の監督を受けない <p><small>* 非営利型一般法人とは、剰余金の分配を行わない旨の定めを定款に置いていること、残余財産を国等の一定の団体に帰属させる定めを置いていること、同族の理事が1/3以下であること、などの一定の基準を満たした一般法人のことである</small></p>

定非営利活動法人)が想定されます。もっとも、NPO法人の設立や運営には相応の負担を要しますので、公益社団法人や一般社団法人に移行するのと比較して、必ずしも得策とはいえないでしょう。

2) 公益法人か、一般法人か

公益社団法人と一般社団法人の特徴を表2に示します。

公益社団法人を選択した場合、社会的信用が得られる、税法上の優遇を受けることができるといったメリットがありますが、公益認定基準をクリアするためには、移行認定取得の事務処理負担は多大なものとなります。さらに移行後も、情報の公開、公益認定基準の維持、立入検査への対応などから、一定の人員とコストを確保する必要があります。

一方、一般社団法人を選択した場合、一般法人への移行認可は公益法人への移行認定ほど審査が厳しくないため、認可取得の負担は低く抑えることができます。また、一般社団法人については、公益目的支出計画を終了した後は行政庁の監督を受けません。

特例民法法人である郡市区の歯科医師会の移行に際しては、その規模や今後の方向性を検討し、それに見合った選択をすることが重要となります。

一般社団法人への移行手続

次に多くの郡市区の歯科医師会で選択するものと思われる、一般社団法人への移行の手続について説明します。

1) 移行の手続の流れ

(1) 定款変更決議

一般社団法人への移行登記を条件とし、新制度に対応した定款に変更する社員総会決議が必要となります。この定款変更決議は、定款に特別の定めがなければ総社員の3/4以上の同意が必要です。

(2) 移行認可申請

申請先；郡市区の歯科医師会の場合、主たる事務所が所在する都道府県の知事宛に、移行認可を申請します。申請による移行認可の可否を実質的に判断するのは、民間から選ばれた委員で組織される公益認定等審議会です。

認可の要件；移行認可は、①定款変更案の内容が法律や命令に適合していること、②公益目的支出計画が適正で確実に実施すると見込まれるものであること、の2つが要件となります。

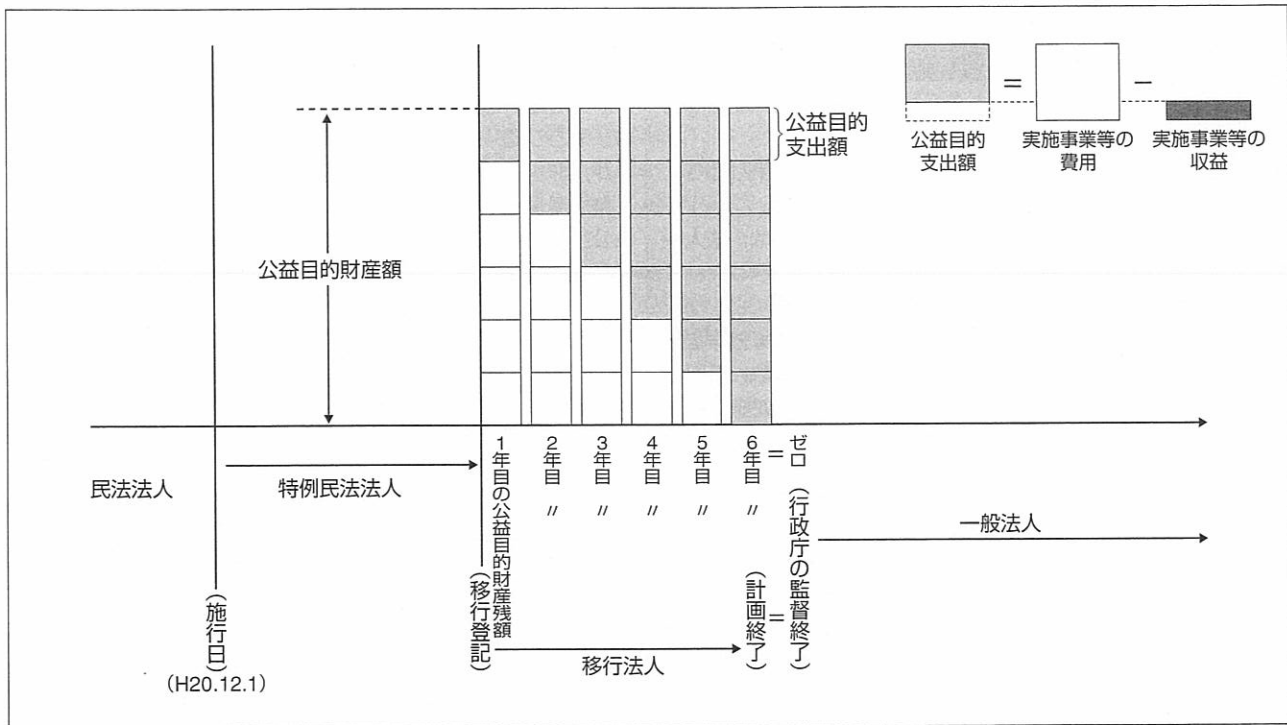


図1 公益目的支出計画のイメージ
 本事例では6年間で公益目的財産額を消費する想定

(3) 移行認可後の手続

・ 登記申請；移行認可後は2週間以内に、一般社団法人の設立登記，特例民法法人の解散登記を行わなければならない。設立登記の申請日が一般社団法人への移行の日となります。移行の日の前日で事業年度が終了し，移行の日より新たな事業年度が始まることとなります。なお，登記システム上，設立・解散の登記を行うこととなっていますが，法人としては，あくまで同一のものとして取り扱われます。

行政庁の監督；公益目的支出計画の実施期間中は，毎事業年度経過後3カ月以内に，計算書類・公益目的支出計画実施報告書を行政庁へ提出します。行政庁は，計画どおりに事業が行われているかについて監督します。公益目的支出計画の収支に大きく変動があり，実施期間内に計画が完了しない場合や計画実施の確実性が見込まれない場合には，あらかじめ変更認可を受ける必要があります。

2) 公益目的支出計画

(1) 実施事業等

公益目的支出計画の「実施事業等」とは，以下の3つです。

① 公益目的事業；学術，技芸，慈善，その他の公益に関し指定された23種類の事業であって，不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業

② 公益的な団体への寄付（特定寄付）

③ 特例民法法人が従来より実施してきた公益事業（継続事業）；継続事業については，これまで行ってきた事業であっても無条件に認められるものではなく，公益性が必要とされます。たとえば，会員の旅行費用など会員の共益のための事業については，継続事業として認められません。継続事業の公益性の有無は，審議会が旧主務官庁へ問い合わせるほか，審議会でも独自で判断します。

計画の策定にあたっては，まず法人で行う事業を区分し，その事業が公益目的支出計画に記載する実

平成 23 年 4 月	新会計体制の開始
平成 24 年 3 月	新会計体制の事業年度到来
平成 24 年 5 月	定時社員総会の開催 ・新会計体制での決算承認 ・移行登記を条件とする一般社団法人への定款変更決議
平成 24 年 8 月	移行認可の申請
平成 25 年 3 月	移行認可
平成 25 年 4 月	一般社団法人の設立登記, 特例民法法人の解散登記
平成××年 5 月	行政庁の監督終了

※事業年度 3 月末の場合

図 2 モデルスケジュール (事業年度 3 月末の場合)

施事業等か、それとも収益事業などのその他の事業に該当するかを区分します。

(2) 実施期間

公益目的事業と継続事業の収益から費用を差し引いた額、すなわち赤字額の累積によって公益目的財産残額を消費することとなります(図 1)。そのため、実施事業の収入額が大きければ実施期間が長くなってしまうため、収入の多い事業については実施事業としないこともできます。

なお、公益目的支出計画の実施期間については制限がありません。また、公益目的支出計画が適正で確実に実施すると見込まれることが移行認可の要件になっているので、無理のない計画を立てなければなりません。

3) スケジュール

一般社団法人への移行には、平成 25 年 11 月末までに申請手続が必要ですので、申請に必要な定款変更などの機関決定やその後の申請準備手続を考えると、遅くとも平成 25 年の定時社員総会で定款変更の承認を受けるべきでしょう。

移行期限間際になると駆け込み申請が多くなることが予想され、遅くなればなるほど認可までの期間が長期化するものと思われます。万一、移行期限が過ぎてから、認可が下りないことが決定された場合、その特例民法法人は解散したものとみなされてしまいます。期限内であれば何度でも申請は可能ですので、万一の事態も念頭に置き、早めに申請することが望ましいといえます(図 2)。

おわりに

公益社団法人か一般社団法人か、その選択で迷っている歯科医師会も多いと思いますが、期限が定められていることから、早期に検討を開始する必要があります。その一方、移行のあり方については、当該歯科医師会の今後のあり方にも大きな影響を及ぼすことから、慎重な対応が必要です。

移行するにあたっては、新制度やその手続に詳しい専門家の支援を受けることが有用です。司法書士法人鈴木事務所では、この件について積極的に取り組んでおりますので、お気軽にご相談ください。